

令和8年度

中小企業等海外展開支援事業費補助金（海外出願支援事業）

公募要領

< 申請受付期間 >

令和8年5月25日(月)～令和8年6月19日(金) ※消印有効

公益財団法人三重県産業支援センター

《 目次 》

事業の概要	・・・・・・・・	1 ページ
1 応募資格	・・・・・・・・	1 ページ
(1) 対象となる中小企業等		
(2) 対象となる出願		
2 補助対象経費	・・・・・・・・	4 ページ
3 補助率及び補助限度額	・・・・・・・・	6 ページ
(1) 補助率		
(2) 補助限度額		
4 採択数（予定）	・・・・・・・・	6 ページ
5 事業期間及び事業の流れ	・・・・・・・・	6 ページ
(1) 事業期間		
(2) 実績報告書の提出期限		
(3) 事業の流れ		
6 応募手続き	・・・・・・・・	7 ページ
(1) 申請受付期間		
(2) 申請方法		
(3) 交付申請書類及び添付書類の提出先（問い合わせ先）		
(4) 提出書類		
7 審査の概要及び審査基準	・・・・・・・・	11 ページ
(1) 審査の概要		
(2) 審査の観点		
(3) 加点措置		
8 採択後の補助事業者の事業全般の留意事項	・・・・・・・・	12 ページ
(1) 事業全般		
(2) 経理処理		
本事業の標準フロー	・・・・・・・・	別紙

事業の概要

外国への特許、実用新案、意匠又は商標の出願を予定している中小企業等に対し、外国出願に要する費用の一部を補助します。

本件補助事業（以下「本事業」という。）は、中小企業等海外展開支援事業費補助金（海外出願支援事業）交付要綱（以下「交付要綱」という。）及び中小企業等海外展開支援事業費補助金（海外出願支援事業）実施要領（以下「実施要領」という。）に則り実施します。

1 応募資格

（１）対象となる中小企業等

外国出願を予定しており、以下の要件を満たす県内に事業所を有する「中小企業者」（みなし大企業は除く）又は「それらの中小企業者で構成されるグループ」（構成員のうち中小企業者が3分の2以上を占め、中小企業者の利益となる事業を営む者）。ただし、地域団体商標に係る外国特許庁等への商標出願については、事業協同組合等、商工会、商工会議所、NPO法人が含まれるとともに構成員は問いません。

- ① 書類提出について、国内弁理士等の協力を受けられること（国内弁理士等に依頼しない場合は、依頼する場合と同等の書類を自らの責任で提出できること）。
- ② 本事業完了後5年間の状況調査（特許庁が行うフォローアップ調査）に協力すること。
- ③ 三重県の定める「三重県の交付する補助金等からの暴力団等排除措置要綱」の別表に該当しないこと（交付申請書の提出により、実施要領別紙「暴力団排除にかかる誓約事項」に同意したものとみなします）。
- ④ 経済産業省におけるEBPM※に関する取組に協力すること。

（※）EBPM（Evidence-Based Policy Making：証拠に基づく政策立案）とは、政策の企画をその場限りのエピソードに頼るのではなく、政策目的を明確化したうえで合理的根拠（エビデンス）に基づくものとすることです。

限られた予算・資源のもと、各種の統計を正確に分析して効果的な政策を選択していくEBPMの推進は、2017年以降毎年、政府の経済財政運営と改革の基本方針（骨太の方針）にも掲げられており、今後もますます重要性が増していくことが予想されます。

※本公募や本事業における各種申請（本応募申請書、交付要綱による交付申請書、実績報告書、各種届出等）について、その作成等を行政書士又は行政書士法人以外の者が、他人の依頼を受け報酬を得て代理することは行政書士法第19条のとおり行うことはできません。

（２）対象となる出願

海外展開を図るために外国へ出願する「特許、実用新案、意匠及び商標」が対象です。

ただし「原則、日本国特許庁に出願済みの特許、商標、意匠及び実用新案を活用した出願であること」および「交付決定日以降、令和9年1月29日(金)までに外国特許庁への出願又は指定国への国内移行が完了するもの」に限ります。

【対象となる案件の具体例について】

A：特許・実用新案

- ① 既に日本国特許庁に対して行った特許出願又は実用新案出願（日本に国内移行予定又は移行済みのPCT国際出願を含む）を、採択後、令和9年1月29日(金)までに優先権を主張して外国特許庁に対して出願を行う案件。
- ② 既に日本国特許庁に対して行った特許出願又は実用新案出願（日本に国内移行予定又は移行済みのPCT国際出願を含む）を優先権主張するPCT国際出願を、採択後、令和9年1月29日(金)までに国内段階に移行する案件。
- ③ 日本国特許庁に対して行った特許出願又は実用新案出願を優先権主張していないPCT国際出願（ダイレクトPCT含む）を採択後、令和9年1月29日(金)までに国内段階に移行する案件（ただし、日本に国内移行予定又は移行済みのPCT国際出願に限る）。

B：意匠

- ① 既に日本国特許庁に対して行った意匠出願（日本を指定締約国に含めた出願済みのハーグ出願を含む）を、採択後、令和9年1月29日(金)までに優先権を主張して外国特許庁に対して出願を行う案件。
- ② 既に日本国特許庁に対して行った意匠出願（日本を指定締約国に含めた出願済みのハーグ出願を含む）を、採択後、令和9年1月29日(金)までに優先権を主張してハーグ出願を行う案件。
- ③ 採択後、令和9年1月29日(金)までに日本国特許庁に対して行った意匠出願（日本を指定締約国に含めた出願済みのハーグ出願を含む）を優先権主張せずにハーグ出願を行う案件（ただし、ハーグ出願時に日本を指定締約国に含めるものに限る）。

C：商標

- ① 既に日本国特許庁に対して行った商標出願を、採択後、令和9年1月29日(金)までに外国特許庁に対して出願を行う案件（ただし、優先権を主張しない場合は、別に定めた出願の範囲に限る）。
- ② 既に日本国特許庁に対して行った商標出願を、採択後、令和9年1月29日(金)までにマドプロ出願（事後指定を含む）を行う案件。

※抜け駆け対策商標について

昨今、日本の地名のみならず、地域ブランドや企業ブランド等が、海外で第三者によ

って抜け駆け出願されるといった問題が深刻化しています。本補助金では、「日本国において既に出願又は登録済みの商標が、海外において第三者により無断で出願・登録された商標」を「抜け駆け商標」といい、その対策を目的として外国へ出願する商標を「抜け駆け対策商標」としています。通常の商標出願では外国での事業展開計画を求めますが、抜け駆け対策商標の出願では事前に外国において適時の商標出願をしておくこと自体が将来の事業展開に向けて重要であることから、抜け駆け対策の意思の確認のみで申請可とします。

<個別事項等>

- ① 日本国内で既に行っている複数の出願をまとめて1つの出願として外国出願する場合
中小企業の海外展開にかかる事業戦略上、複数の出願をまとめて1つの出願とすることが有益であることも想定されるため、複数の出願をまとめて外国出願することに妥当性が認められる場合は、補助対象とすることができます。具体的には、同一商標にかかる複数の異分類の商標出願や、発明の単一性を満たしている複数の特許出願等を想定しています。
- ② 日本国内で行っている出願を分割して、その一部を外国出願する場合
1出願中に2以上の発明（特許の場合）や指定商品・役務（商標の場合）等が含まれていた場合、その出願の一部を抜き出して分割出願することができます。
- ③ 日本国内で既に行っている出願を補正して、外国出願する場合
各国への国内移行に際し、国際調査報告書及び見解書で指摘された拒絶の理由等を解消するため（PCT国際出願の場合）や各国の制度上補正が必要となる場合があることから、基礎出願と実質的に同一であると考えられる場合等は、基礎出願を補正し外国出願した場合も補助対象にできます。この場合、補正にかかる費用（WIPO及び外国特許庁に対する補正費用、国内・現地代理人費用等）も補助対象として構いません（補正が認められるケースについては、個別にご相談ください）。
- ④ 共同出願の場合
共同出願については、特許料等の軽減措置と同様に、出願に関する中小企業者の持ち分比率に応じた費用のみが補助対象となります。ただし、実際に中小企業者等が出願時に負担している費用額を超えた額を補助対象経費とすることはできません。
例1) A社（中小企業）とB社（大企業）の共同出願で、それぞれの持ち分比率がA社1/2、B社1/2、出願にかかった費用100万円すべてA社が負担した場合の補助対象経費及び補助金交付申請額。
⇒補助対象経費は中小企業の持ち分により、50万円、補助金交付申請額は25万円（補助率1/2以内）となります。

例 2) A 社 (中小企業) と B 社 (大企業) の共同出願で、それぞれの持ち分比率が A 社 9 / 10、B 社 1 / 10、出願にかかった費用が 100 万円。ただし、費用負担割合は A 社、B 社とも 1 / 2 (50 万円ずつ) の場合の補助対象経費及び補助金交付申請額。

⇒補助対象経費は中小企業の持ち分から算出すると 90 万円となりますが、A 社の負担額は (ただし書きの条件より) 50 万円であり、当該負担額 (50 万円) を超えた額 (90 万円 - 50 万円 = 40 万円) を補助対象経費とすることはできないため、補助対象経費は 50 万円、補助金交付申請額は 25 万円 (補助率 1 / 2 以内) となります。

2 補助対象経費

外国特許庁への出願手数料、国内・現地代理人費用、翻訳費用等。

<参考> 補助対象経費の例

経費区分	内容
外国特許庁への出願手数料	<ul style="list-style-type: none"> ・ 出願国への出願手数料 (パリルート等で出願した当該外国の出願手数料) ・ P C T 国際出願に係る各指定国への国内移行時の手数料 (日本国移行に係る費用は除く) ・ W I P O (ハーグ・マドプロ出願の場合) への出願手数料 ・ <u>外国特許庁へ出願料と同時に支払うことの出来る費用 (審査請求料・優先権主張料・補正料・出願維持年金など)</u>
現地代理人費用 国内代理人費用	<ul style="list-style-type: none"> ・ 上記外国出願に係る国内代理人費用 ・ 同現地代理人費用 ・ 振込手数料、送金手数料及び振込に要する費用 ・ 出願国の制度上、出願に必要であることが認められる経費 (公証人申請書証明費用、委任状作成費用等)
翻訳料	<ul style="list-style-type: none"> ・ 翻訳に要する費用 (「WORDの単価×WORDの数」等の内訳を請求書等に明示すること)

<参考> 補助対象外の例

対象とならない費用	<ul style="list-style-type: none"> ・ <u>交付決定日より前に着手した費用</u> ・ 先行技術調査に係る費用 ・ 本補助金の申請書作成に係わる代理人費用 ・ 国内消費税、海外での付加価値税やサービス税等 ・ 一度外国特許庁に出願料を支払った後に、追加的に外国特許庁や国内外代理人に支払った費用 (出願後の自発の補正・中間手続きにかかる経費 (出願と同日の手続きではない審査請求料、登録料、維持年金、手数料など))
-----------	--

	<ul style="list-style-type: none"> ・ P C T国際出願のうち、国際段階の手数料（国際出願手数料や取扱手数料、調査手数料、送付手数料、予備審査手数料） ・ 日本国特許庁に支払う印紙代及び代理人手数料（マドプロ、優先権主張に係る費用） ・ <u>国内外代理人の仲介手数料（原則対象外）</u> ・ <u>請求書、受領書など提出書類の翻訳費</u>
--	--

（注）補助対象経費全般にわたる留意事項

- ※ 中小企業が外国に出願する際に要する費用が対象です。P C T国際出願の場合は国内移行に要する費用、意匠（ハーグ出願）の場合は国際事務局（W I P O）に出願する際に要する費用、商標（マドプロ出願）の場合は国際登録出願のみならず事後指定に要する費用も含まれます。いずれの場合も、日本国特許庁へ納付する手数料は対象外です（P C T国際出願における国際出願手数料や調査手数料等については、別途、交付金制度及び料金軽減措置があります）。
- ※ 補助対象はあくまで出願時の費用ですので、出願後の中間手続費用・登録料等は対象外です。ただし、中間手続きであっても、審査請求や補正などを出願と同時にを行う場合は、本事業においては出願費用とみなし、その費用を対象とすることが可能です。
- ※ 外国出願において必要となる書類が各国制度により様々あり得ます（例：公証人証明申請費用、委任状作成費用等）。当該国の制度上、出願に必要なものであれば、補助対象とすることが可能です。その他、その必要性について対外的な説明ができるものであれば対象とすることが可能です（例：中国やカナダにおけるP C T国際出願の国内移行期限延長費、代理人からの再委託に基づく仲介手数料）。
- ※ 対象にできる経費であっても、事業期間内の発注・行為等に基づく費用に限られますので、交付決定日以前に発生した費用は対象とすることはできません。
- ※ 消費税は補助対象外です。補助金額の算定段階において、消費税及び地方消費税（海外付加価値税（V A T）等を含む）を補助対象経費から除外して算定してください。
- ※ 源泉徴収がある場合、源泉徴収前の額を補助対象経費とすることができます。なお、国内代理人が法人格をもつ会社としてではなく、個人事業主として企業に請求する場合、企業は源泉徴収を行い、税務署に納付しなければなりません。国内代理人の請求と支払には、以下の2通りが考えられます。
 - イ) 国内代理人の請求が、法人格をもつ会社からの請求のため、請求された企業が源泉徴収する必要がないため、企業は請求金額を満額で支払いをしているケース（国内代理人は法人として自ら税務署に法人税を納付するケース）
 - ロ) 国内代理人が個人事業主として企業に請求しているため、請求書に源泉徴収税額の記載があり、企業は源泉徴収分を差し引いた金額で国内代理人に支払いをしているケース（源泉徴収分については、企業が税務署に納付するケース）

(2) 実績報告書の提出期限

実績報告書の提出期限は、事業完了日（弁理士事務所等に支払が完了した日）から計算して30日以内、又は令和9年2月12日（金）までのいずれか早い日となります。

(3) 事業の流れ

「別紙 本事業の標準フロー」を参照願います。

6 応募手続き

(1) 申請受付期間

令和8年5月25日（月）～6月19日（金）（消印有効）

※事務局への持ち込み不可

(2) 申請方法

次の2つの申請方法から選択してください。

① 電子申請システム「jGrants（J グランツ）」と郵送の併用による申請

条件：「GビズID」を取得している、又は、上記申請受付期間内に、「GビズID」を取得し、かつ申請が間に合うこと。

〈注〉「GビズID」の取得には、2～3週間程度の審査期間が必要となります。よって、申請が間に合いそうにない場合は、郵送で行ってください。

手順：「jGrants（J グランツ）」のホームページにアクセスし、「GビズID」でログイン。

補助金検索から「【三重県】令和8年度_中小企業等海外展開支援事業費補助金（海外出願支援事業）」を選択、事業者名等を入力して申請する。なお、本補助金は機密保持の内容を含むため、入力は基本情報のみとなります。

郵送と同じ手順で、申請受付期間内に郵送してください。

② 郵送による申請

手順：後述する（4）提出書類を、下記提出先へ郵送してください。

※ 「jGrants（J グランツ）」は、経済産業省が運営する補助金の電子申請システムです。オンラインで申請状況や処理状況が把握できるのに加え、オンライン上で書類のやり取りが可能になります。

※ 「GビズID」 <https://www.gbiz-id.go.jp/top/>
「jGrants（J グランツ）」 <https://www.jgrants-portal.go.jp/>

(3) 交付申請書類の提出先（問い合わせ先）

公益財団法人三重県産業支援センター 経営支援課 海外出願支援補助金 係
〒514-0004 三重県津市栄町1丁目891番地 三重県合同ビル5階
TEL：059-253-4355 ※午前9時から午後5時まで（土日・祝日を除く）

※ 提出は、郵送（電子申請システムとの併用を含む）のみとし、持参・電子メール等による提出は受け付けられません。

※ I N P I Tと当センターの両方で申請する場合の注意点

- ① 申請者が、同一案件（基礎出願番号、出願国が同一）を、I N P I Tと当センターに同時期に申請することは不可。ただし、先にどちらかで採択結果（不採択）が確定した時点で、公募中のもう一つの実施機関に再申請することは可。
- ② 申請者が、他案件（基礎出願番号が違ふ、又は基礎出願番号が同じだが出願国が違ふ）をI N P I Tと当センターに同時期に申請することは可。ただし、案件上限額の範囲内とします。

(4) 提出書類

取得場所及び提出書類
<p>○当センターホームページ (https://www.miesc.or.jp/support/contents/1528)</p> <p>■間接補助金交付申請書</p> <ul style="list-style-type: none">・様式第1-1（特許、実用新案、意匠及び商標の申請用）・様式第1-2（抜け駆け対策商標申請用） <p>■様式第1-1、1-2の別紙（国内弁理士等選任代理人の協力承諾書）</p> <p>※選任代理人に依頼しない場合は不要</p> <p>■提出書類チェック表（交付申請用）</p> <p>※提出時に、必ず本表でチェックを行い、同封を忘れずをお願いします。</p> <p>○法務局</p> <p>1) 登記簿謄本等の写し（申請書の提出日より3ヶ月以内のもの）</p> <p>○以下、交付申請者 ※一部はホームページより取得可能</p> <p>2) 会社の事業概要（注1）</p> <p>3) 役員等名簿（注2）</p> <p>※ホームページより、「様式第1-1（1-2）の別添」を入手</p> <p>4) 直近2期分の決算書（貸借対照表及び損益計算書）の写し</p> <p>5) 外国特許庁への出願の基礎となる国内出願書類の写し</p> <p>6) 外国特許庁への出願に要する経費が確認できる見積書等の写し（注3）</p> <p>7) 外国特許庁への出願に要する経費に関する資金計画</p> <p>※ホームページより、実施要領様式第6（実績報告書）の「2. 間接補助事業の収支決算(1)収入」の表を参考にしてください。なお、書式は任意です。</p> <p>8) 先行技術調査等の結果（注4）</p> <p>9) 外国特許庁への出願が共同出願の場合は、持分割合及び費用負担割合が記載さ</p>

れている契約書等の写し

○以下、審査における加点を希望する場合に必要な追加書類

- 10) 地域貢献性加点：地域未来牽引企業認定証の写し
- 11) 賃上げ加点：従業員への賃金引上げ計画の表明書（別紙1）（注5）
- 12) ワーク・ライフ・バランス推進加点

以下のうち、該当するものの認定証等の写しを提出した場合に審査時の加点措置を行うこととします。

- ① 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（女性活躍推進法）に基づく認定（えるぼし認定企業・プラチナえるぼし認定企業）（注6）
- ② 女性活躍推進法に基づく行動計画を策定し、専用サイト（女性の活躍推進企業データベース）で公表している企業（計画期間が満了していない行動計画を策定している場合のみ）※常用雇用する労働者の数が100人以下の事業主に限る。
- ③ 次世代育成支援対策推進法（次世代法）に基づく認定（くるみん認定・トライくるみん認定・プラチナくるみん認定企業）（注6）
- ④ 次世代育成支援対策推進法第12条に基づく行動計画を策定し、専用サイト（両立支援のひろば）で公表している企業（計画期間が満了していない行動計画を策定している場合のみ）※常用雇用する労働者の数が100人以下の事業主に限る。
- ⑤ 青少年の雇用の促進に関する法律（若者雇用促進法）に基づく認定（ユースエール認定）（注6）

（注1） 法人における「会社の事業概要」及び個人事業者における「事業者の概要」については、それぞれ事業概要が明記されているパンフレットによる代用が可能です。

（注2） 「役員等名簿」については、法人である場合は役員（監査役も含む）、個人事業者である場合はその者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者について記載すること。

（注3） 「見積書等（写しも可）」については、現地代理人費用の支出予定先の明記が必要です（翻訳費用等についても、国内代理人が他者に依頼する場合には、支出予定先を明記）。また、交付申請書の「9. 間接補助金交付申請額（内訳）」における経費区分ごと及び出願国ごとの計算過程及び助成対象経費か否か分かるように記載すること。

（注4） 「先行技術調査等の結果」については、調査結果のみならず、調査種類（特許・実用新案・意匠・商標）、調査対象範囲（外国・国内、公開・公告（登録）等、国際分類等、調査期間）、調査実施者等も記載すること。なお、J-P I a t P a t（特許情報プラットフォーム）による検索結果の写し、P C T国

際出願に関する国際調査報告書の写し、国内出願がすでに登録査定となっている場合は特許査定通知等の写し（商標登録出願の場合は除く）による代用が可能です。

(注5) 申請後の1事業年度又は1年(暦年)の期間において、給与総額(又は一人あたりの平均受給額)が、2.5%以上増加したかにより賃上げの判断をします。

採択された場合、上記の賃上げ期間終了後に、賃上げ実績の確認のための書類「法人事業概況説明書(写し)」又は「給与所得の源泉徴収票等の法定調書合計表(写し)」の提出が必要です。

なお、前述の書類による証明が難しい場合は、別の書面や税理士又は会計士等の第三者により、上記基準と同等の賃上げ実績を確認することができる書類と認められた書類等に代えて提出も可能です。

賃上げが2.5%に満たない場合は、「理由書」の提出が必要です。

なお、賃上げ実績の確認の結果、表明した賃上げが実行されていない場合等は、実施要領の規定に基づき、補助金の交付決定取消し及び補助金返還となる可能性があります。詳細は「従業員への賃金引上げ計画の表明書(別紙1)」の「留意事項」を確認ください。

(注6) (参考)※いずれも厚生労働省ウェブサイトより

・えるぼし認定とは

<https://jsite.mhlw.go.jp/kagawa-roudoukyoku/content/contents/000952514.pdf>

・くるみんマーク・プラチナくるみんマーク・トライくるみんマークとは

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kodomo/shokuba_kosodate/kurumin/index.html

・ユースエール認定制度とは

<https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000100266.html>

提出部数

正 1部

副 5部

※正は、交付申請書及び協力承諾書について、押印のある原本を添付。

副は、原本の写し。

※正及び副とも、片面印刷、クリップでとめてください。ホッチキス等で綴じないでください。

※会社の事業概要：パンフレットの場合は、すべて原本を添付してください。

7 審査の概要及び審査基準

(1) 審査の概要

- ① 提出書類について、申請者によるプレゼンテーション審査（審査委員会）を行う予定です。具体的には、発明・商標等の内容、出願する技術及び創作等を活かした製品等の出願予定国における事業計画の説明をお願いします。
審査委員会の日程は、7月下旬を予定しています。事前にご連絡しますので、必ず出席をお願いします。
- ② 採択案件の決定後、交付申請者全員に対して、速やかに採択・不採択の結果を交付申請者の担当者・連絡先に文書にて通知します。※提出書類は、採択の可否にかかわらず返却いたしませんので、ご了承ください。
- ③ 採択となった場合には、原則として、企業名、所在地、権利種別をホームページ等で公表します。

(2) 審査の観点

審査基準
① 権利取得可能性について 申請書における先行技術調査等の結果によって、外国での権利取得の可能性について判断します。※本件公募要領、提出書類（注4）参照のこと（9ページ）
② 事業性について 当該出願による権利を活用して出願予定国で事業展開を行う、輸出する、模倣品等権利侵害品への対策を講じる等、計画の妥当性（出願の目的及び出願国の選定理由）・実現性（出願国の市場動向の情報収集分析）及び成果を判断します。なお、抜け駆け対策商標の場合には、事前に外国において適時の商標出願をしておくこと自体が重要であることから、抜け駆け対策出願の意思（抜け駆け対策の必要性：出願目的及び出願国の選定理由）の確認のみ行います。
③ 財務性について 直近2期分の決算書の写し及び資金計画によって、申請者が外国出願を行うのに必要な資金能力、資金計画を有するか確認します。
④ 地域貢献性について 収益増大を通じた雇用創出効果等の地域貢献が期待できるか判断します。 ※交付申請書の事業展開計画の項目欄に、出願する技術、創作等を活かした製品等の現状（国内で既に実施済みの場合）及び将来の収益目標についても記入してください。

(3) 加点措置

- 地域貢献性加点（加点付与を希望する申請者のみ）
地域未来牽引企業については、地域貢献性について加点措置を講じます。
- 賃上げ加点（加点付与を希望する申請者のみ）
従業員の賃上げ等に積極的に取り組んでいる事業者に対し、加点措置を講じます。
- ワーク・ライフ・バランス推進加点（加点付与を希望する申請者のみ）
- 新規利用者（加点措置の希望の有無を問いません）
令和3年度以降一度も本事業に採択されていない新規利用者について加点措置を講じます。

※ 上記に則り、原則として評価の高いものから順に予算の範囲内において交付先を決定します。決定に当たっては、必要に応じて金額や事業内容に修正を加えるなどの条件を付す場合があります。

8 採択後の補助事業者の事業実施の留意事項

(1) 事業全般

- ① 交付決定を受けた後、本事業の内容を変更しようとする場合又は本事業を中止、廃止する場合には、事前に承認を得なければなりません。
- ② 実績報告時に国内弁理士等の協力が得られなかった場合（必要な書類の提出ができなかった場合）は、補助事業者に対し補助金の支払いができませんのでご注意ください（交付決定の取消し事由に該当します）。なお、国内弁理士等に出願を依頼せず、直接現地代理人に出願を依頼した場合においても同様です。
- ③ 補助金の支払いについては、本事業完了後に実績報告書の提出を受け、補助金額の確定後の精算払いとなります。原則として、当該確定に当たり、補助対象の証拠書類の確認ができない場合については、当該補助対象経費は対象外となります。なお、補助金は経理上、支払いを受けた者の事業年度における収益として計上するものであり、法人税等の課税対象となります。
- ④ 本事業の効果の把握のため、本事業完了後5年間の状況調査（特許庁が行うフォローアップ調査）について、必ず協力をお願いします。
- ⑤ 申請時・事業実施期間中・事業報告提出時等に提供いただいた情報（提供いただいた情報を加工して生じた派生的な情報も含みます）については、審査、管理、確定、精算といった一連の業務遂行のために利用します。
また、効果的な政策立案や、政策の効果検証のため、経済産業省、及びその業務委託先、独立行政法人、大学その他の研究機関・施設等機関（政策の効果検証（EBPM）目的のみの利活用や守秘義務等の遵守に係る誓約書を提出した機関・研究者）に提供・利活用される場合があります。上記を前提として、申請・利用・報告等を行うことにより、データ利活用及び効果検証への協力に同意したものとみなします。





- ⑥ 補助事業者は、善良なる管理者の注意をもって事業を行わなければなりません。補助事業者が「補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）」等に違反する行為等（例：外国出願の放棄又は取下げ、虚偽報告など）をした場合には、補助金の交付取消・返還、不正の内容の公表等を行うことがあります。
- ⑦ 外国出願の放棄又は取下げ等を行わないこと。事業完了後、やむを得ない事情により、採択案件を万が一、放棄又は取下げを行わなければならなくなった場合には、必ず事前に当センターへ連絡し、承認を受けてください。
- ⑧ 補助事業者は、証拠書類を含む関係書類について事業完了の日の属する年度終了後5年間保存しておかなければなりません。

（2）経理処理

- ① 本事業を行うにあたり経費区分（外国特許庁への出願手数料、現地代理人費用、国内代理人費用、翻訳料）ごとの管理を行ってください。補助対象経費は本事業の対象として明確に区分できるもので、かつ証拠書類によって金額等が確認できるもののみとなります。
- ② 支払は銀行振込を原則とし、支払の事実を証明できるもの（国内代理人から現地代理人への支払の場合は「送金計算書・送金実行通知書」、補助事業者から国内代理人への支払の場合は「銀行振込受領書等」）を保管・整理してください。小切手、手形で支払う場合は補助対象となりませんのでご注意ください。
- ③ 消費税は補助対象外です。補助金額の算定段階において、消費税及び地方消費税（海外付加価値税（VAT）等を含む）を補助対象経費から除外して算定してください。補助事業において支払う補助対象経費に消費税（海外付加価値税を含む）が含まれているか不明のまま補助対象として計上する場合、補助金に係る仕入控除税額が発生する可能性があるため、消費税の確定申告仕入控除税額が明らかとなった場合には、当該補助金に係る仕入控除税額を報告のうえ返還しなければなりません。
- ④ 補助対象経費の外貨の支払の円換算の算出過程において小数点以下の端数が生じる場合は、原則切捨てにより補助対象金額として計上してください。

附則 本件公募要領は、令和8年5月18日から施行する。

別紙 本事業の標準フロー

時期	当センター	中小企業者 (申請者)	国内代理人	現地代理人	外国特許庁
募集期間: 令和8年5月25日(月) ~ 令和8年6月19日(金)	① 国内代理人との協力関係構築:申請者 ⇄ 国内代理人(現地代理人) > 国内弁理士等選任代理人の協力承諾書(国内代理人) > 権利取得の可能性調査(国内代理人及び/又は現地代理人) > 補助対象経費の見積入手(国内及び現地代理人及び/又は現地代理人)				
	② 申請※「電子申請システムと郵送の併用」又は「郵送のみ」 				
令和8年7月下旬	③ 審査委員会 プレゼンテーション審査(予定)				
					
令和8年8月上旬頃	④ 審査結果:当センター ⇒ 申請者 ⇄ 国内代理人 > 国内代理人へ連絡。外国出願費用の減免有無、出願と同時に審査請求を行うか等確認				
					
事業期間: 交付決定日 ~ 令和9年1月29日(金)	⑤~⑦ 事業実施・出願経費支払:申請者 ⇄ 国内代理人 ⇄ 現地代理人 > 交付決定日から事業期間の最終日まで外国出願及び外国出願費用の <u>支払</u> を完了 (出願国、出願方法、請求項について計画変更の場合、変更申請が必要) ⑤ 外国出願完了(現地代理人、外国特許庁へ出願及び出願手数料支払) ⑥ 国内代理人が現地代理人からの請求書に基づき出願経費支払 ⑦ 中小企業者が国内代理人からの請求書に基づき出願経費支払				
					
実績報告書提出期限: 外国出願完了日から 30日以内又は 令和9年2月12日(金) のいずれか早い日	⑧~⑪ 実績報告書の作成提出・補助金請求:申請者 ⇄ 当センター > 外国特許庁へ出願した証拠書類、出願経費の証拠書類を揃える ⑧ 実績報告書(様式第6)を、当センターへ提出 ※出願国別で外国特許庁・現地代理人・国内代理人別に補助対象経費を円換算で記載する必要がありますので、記入の仕方が分からないときはご相談ください。 ⑨ 当センター ⇒ 申請者: 補助金の額の確定 ⑩ 申請者 ⇒ 当センター: 補助金請求(精算払請求書(様式第7)の提出) ⑪ 当センター ⇒ 申請者: 補助金の支払				

※弁理士事務所等に支払いが完了した日が完了日になります。